

団体特設会場設置の条件

団体特設会場の設置には、以下の条件を満たす必要があります。

- 1 学校等の教育機関・各種法人・企業等の団体又は公正な試験の実施が保証される団体*であること。申込代表者は団体の教職員又は社員であること。
- 2 受験申込者数は、5名以上であること。
各検定種別の受験申込者数を合わせて5以上であれば実施できます。
- 3 次の条件を満たす試験監督員が試験監督補助員を統率して試験の運営に当たること。
試験室ごとに1名以上の試験監督員が必要です。受験者申込者数及び諸条件により、試験監督補助員が必要となる場合があります。
 - ① 試験監督員は教職員又は社員及びそれに準ずる方、試験監督補助員は20歳以上とします。
 - ② 試験監督員及び試験監督補助員は、当日の統計検定の試験を受験できません。
- 4 申込代表者が所属する団体内に次の条件を満たす会場を提供すること。
 - ① 個人机の場合は、隣の机との間隔が、45cm程度以上離れていること。
 - ② 1つの机を2名以上が使用する場合は、受験者の間隔が60cm程度以上離れていること。
 - ③ 受験者から見える範囲に、試験に関連する内容の掲示などがないこと。
- 5 統計検定試験の実施にあたり団体内での会場、試験監督員等にかかわる経費は、申込団体が負担すること。
 - ① 試験実施経費として、受験料総額の20%を申込団体に還元します。
 - ② 試験問題等の送付・回収にかかわる経費は、統計検定センターが負担します。
- 6 申込代表者は次の趣旨を了解のうえ、統計検定センターが送付する「団体特設会場受験実施に関する誓約書」に署名・押印し、返送すること。
 - ① 試験実施にあたり不正があった場合、不正により優遇された受験者の答案は採点対象から外されること、ならびに不正の内容によっては申込団体名、申込代表者の氏名及び不正事実が公表されることがあります。
 - ② 統計検定センターの定める実施手順及び本文書から逸脱した試験運営によって、統計検定センターが損害を被った場合、しかるべき損害賠償を求めることがあります。

*ここでいう公正な試験の実施が保証される団体とは、教育機関や企業におけるゼミナールやサークル及びそれに準ずる団体をさします。